

環境権の新しい基盤への予備的考察

——景観権とコモンズ論を手がかりにして——

白 井 雅 子

はじめに

第1章 「環境権」議論と環境共同利用権—中山説を中心に

第2章 景観利益（権）

第3章 コモンズ論の視点から

おわりに

はじめに

環境権は現在、基本的人権（憲法上の権利）としては学説上認められているとあってよい。しかし環境権が本来提唱された民法上（民事法上）の権利、ことに差止請求権の根拠としては、学説として広く認められているとはいえない。まして裁判の場においてもほとんど認められることはない⁽¹⁾。つまり、権利として「未完」なのである。これには次のような事情がある。

環境権が基本的人権として認められるのは、解釈によって根拠条文を求めることが容易であったこと、また環境権を社会権として容認してもその具体化は立法・行政の政策にゆだねることができた（憲法25条の法的性格は、抽象的規定であるとするのが通説である）ことによる。しかしそれに対して、民法上では以下のような理由で、環境権が独立した権利として認められがたいのである。

第一に、環境権は個人（または個人の集団）が良好な環境を享受するた

めに提唱されたのだが、環境権が求める「良好な環境」は抽象的で一概に決定できず、「良き環境」とは何か、が個人によって感覚的にばらばらにイメージされる可能性がある⁽²⁾。そうした権利内容が一義的に明確なものでなく、主観的なところに基づくことが、環境権を民事法上の権利として認めがたくする一つの要因である。

第二に、「環境」が（極端な場合を除き）経済的に計量が困難である、つまり金銭に換算できないことが挙げられる。そのため裁判では、開発行為や事業といった具体的な経済的裏付けのある侵害的行為の方が、「公共性」（または公益性）が認められてしまい、「環境」の「公共性」の方は十分反映されないままになることが多いのである。

第三に、市民の側からすれば、「生活実感」として「環境」がとらえられるのだが、そうした「生活環境」はいわば、微視的生活の場面に留まるとして、しばしば「とるにたらない」ものとして無視されがちなことである。

とくに三つめの要因にかかわって、景観に関する権利（利益）が挙げられる。景観法〔平成18年（2006年）〕である程度保障されるようになり、また観光資源として経済の枠組みに組み込まれ得るものは、景観に関する利益も環境に関する利益として、裁判上は一定程度認められてはいる。しかし、景観に関する個人の権利が十分認められたとは言いがたい。この景観に関する権利（景観権）を、環境権の中に位置づけること一より正確には、環境権のカバーする領域の拡大に役立てることで、できるならば「環境権」の辺縁を拡張することを試みたいと思う。そのための根拠として、近年活発な議論がなされている「コモンズ論」を採用し、その可能性を明らかにしたい。

第1章 「環境権」議論と環境共同利用権—中山説を中心に

第1節 「環境権」議論の概要

「環境権」の提唱は、一般には日本弁護士会連合会の昭和45年（1970年）の大会において、大阪弁護士会の環境権研究会によってなされた報告によってなされたといわれる⁽³⁾。動機は前述のように、民事上の差止請求権を根拠づけるためであった。彼らは環境が公共性を持つこと（環境共有の法理）をベースに、公害や環境汚染を生じさせる経済活動が「皆のもの」である環境を「独占利用」しており違法であること、民事法上明文の根拠がなくとも基本的人権として環境権が存在する（もちろん憲法にも明文はない。しかし解釈で根拠づけ可能）はずであり、したがって民事法上の環境権も認められるべきである、と主張した。それをきっかけにして、主に憲法学者・民事法学者によるいわゆる環境権論争が巻き上がった。初期の環境権議論は、憲法上（基本的人権レベル）の環境権と民事法上の環境権の議論が入り交じり見通しの悪いものであったが、やがて憲法上と民事法上のそれぞれの議論が整理された。また、後には行政法レベルでの議論も行われるに至った⁽⁴⁾。

簡単にそれらを総括すると、まず憲法上の環境権、すなわち基本的人権としての環境権は、既述のとおり学説上ほぼ承認されるに至っている。環境権の法的性格は社会権的側面と自由権的（人格権的）側面の両面を有し、そしてその憲法上の根拠も、通説では自由権的側面を憲法第13条の幸福追求権に求め、社会権的側面は憲法第25条の生存権の一部として根拠づけられるとされている⁽⁵⁾。しかし民事法上の権利としては、環境権は認められず⁽⁶⁾、差止請求権が認められた判決でもその根拠を人格権に求め、環境権を承認していない⁽⁷⁾。

環境問題は、まず一般市民の生活意識の中でとらえられるものだといえ

る。その意味では、憲法上環境権が認められたとしても（依然抽象的保障であり、具体的には環境立法や環境政策をまたなければならず、またそれらの立法の中で「環境権」を明文で保障してこそ権利が十全なものとならない以上）、市民の意識からは遠いものになってしまう。そこで環境政策等への市民のアクセスもしくは参画が重要なものとなるが、その点では行政法上の問題として住民参加が議論されたことは⁽⁸⁾、意義あることであったと評価できる。

とくに説が分かれたのは、環境権の対象となる「環境」の内容である。それは、自然的環境・社会的環境・文化的環境の3つに分類された。自然的環境は人の手の入っていない原生自然からある程度人の手に入った「自然環境」までをカバーする。それに対して社会的環境は、都市化その他、人が快適に生活できるように人工的に整備された環境を意味する。そして文化的環境は、歴史的に醸成されてきた地域文化や伝統により形成された環境をいう。環境権の対象にこの3つのうちどれを含めるか、という考えは論者によって異なっている。自然的環境はいずれの論者も問題なく含めている。文化的環境も多くの論者は含めることに異論はないようである。しかし、社会的環境は、その内容が生活環境の快適さを与えるばかりではなく、むしろ乱開発などによって自然的環境や文化的環境を破壊することもありうるため、社会的環境は環境権の対象には含めるべきでないとする論者が多い。が、少数ながら社会的環境も含めて考えるべきだとする論者もいる⁽⁹⁾。

前述した景観は、この文化的環境と密接に関係している、ないしは含まれていると考えられる場合が多い。しかしそれだけではなく、人工的な施設を整備するときの周囲との調和など、社会的環境にも含まれると思われる。さらに自然的環境とのバランスが問題となる場合もあろう。景観に関しては、上記三つの環境権の対象は、場面場面でそれぞれ関係してくることになると思われる。

これまで論じられてきた環境権は主に個人の生活環境や地域の環境の良

好さを享受するものとして構成されてきた。しかしそれでは居住地を離れた森林など自然の豊かな環境が開発にさらされているとき、都市住民は当事者となれず開発行為に対して反対することもできない。それをカバーし、都市住民であっても森林等の自然環境にアクセスし享受することのできる「自然享有権」も提唱された⁽¹⁰⁾。さらにはやはり自然に対する開発行為をストップさせるために、人間が当該自然環境に生存する生物の「代理人」として裁判の原告となる「自然の権利」(訴訟)も現われている⁽¹¹⁾。これは行政事件訴訟における原告適格を拡大し、開発行為を差し止めて生物およびその生息環境の保全を図るものであったが、マスメディアの恰好の話題とはなったものの(それにより一般の人々に環境に関する問題を認識させる効果はあったが)、保全行為としての実効性はあまり上がっていない。

第2節 環境共同利用権の提唱

これらの議論に対し、環境の「共同利用権」を提案した中山充はまず、環境権の提唱者が行ったような、基本的人権レベルすなわち憲法レベルで法律構成をしても、民事法上の差止請求権の根拠を導きだすことはできないと批判する⁽¹²⁾。基本的人権として環境権が認められたとしても、それは国、ことに行政が環境保全義務を負うことになるのであって、民事上のトラブルとパラレルなものには必ずしもならないからである。

行政法レベルでは、環境保全に関する国や地方公共団体の行政権限は、公共信託論によって根拠づける(環境権の提唱者もこの考えに立つ)⁽¹³⁾。一方、行政に対して一地域の環境に関わる事柄について住民が参加し⁽¹⁴⁾、アセスメント手続に関与する⁽¹⁵⁾ことで環境権の内容の「変更」がなされるという⁽¹⁶⁾。加えて行政事件訴訟にも影響を与え、原告適格が拡張されること、環境を国が侵害した場合、国家賠償を受けられる⁽¹⁷⁾、といった効果は認めている。このように、中山は行政法上の権利も認めるが、環境権はまず「根本的には民事法上の権利」であるべきであると説いてい

る⁽¹⁸⁾。

さらに環境権の対象に関しては、自然的環境だけでなく、歴史的環境さらには社会的環境も含むとする⁽¹⁹⁾。

なぜ民事法上の環境権が必要なのか。中山は次のようにいう。まず、健康の保持だけでなく高いレベルの快適な生活の確保に関係の深い生活環境や自然環境を保全し、さらにそのような良い環境を積極的に形成してゆくことが必要であることが重要な政策課題である⁽²⁰⁾。そのために裁判を具体的な権利の行使の場として活用する必要があるが、しかし裁判の場合、工業ないし土地開発の利益に比べて、環境の利益は低く評価されがちである。それは環境の利益は数値によっては評価しにくいことにもよる⁽²¹⁾。したがって裁判で事件に適用でき、新しい価値観を体現する民事法上の環境権を法律構成しなければならないという⁽²²⁾。

そして環境保全に関わる民事法上の権利の内容は2つに分けられるとする⁽²³⁾。一つは人格権・所有権等、個人的な利益の保護を目的とする権利（これは「公害」に対応するとされる）、もう一つは良い環境そのものの保全を目的とする権利である環境権（これは商品交換が対象になり得ない、もしくは本来商品交換の対象にできない生活環境を対象とする）である。この両者は区別されなければならない、なぜなら、後者の権利（環境権）は、「よき生活環境」を、個人が他者ととともに同じく利用できる、という権利であり、その利用ないし支配に共同性があるため、権利（主張）そのものが公共性を帯びるからであるという。しかし中山は、環境権提唱者である大阪弁護士会環境権研究会がその基盤とした「環境共有の法理」は採用しない。なぜなら「共有」というのは所有の一形態でもあり、その用語を用いることにより所有権との混同を招くからだという⁽²⁴⁾。そのかわり、よき生活環境を享受する各個人は、「共同で」環境の利用や支配を行うとしている。

環境権論争の本稿におけるまとめは、中山の包括的な記述を元にしたが、中山の環境権論争史に対する批判の中心にあるのは、環境権が現在民

事法上でも裁判上においてもブラクティカルなツールたり得ていないということである。したがって、環境権を「未完」のままにせず民事法上に定着させる高い必要性から、また、環境権を基本的人権としても個々人の権利に還元されるのではなく、包括的な「共同利用権」として位置づけられるべきであるというのが中山の結論である。

第3節 環境共同利用権の概要

前節で述べたように、中山は人格権や所有権と環境権とを区別することを提案し、その上で環境共同利用権を構成すべきであると主張している。したがってこれまで環境権の内容の一部であると主張されてきたいくつかの権利内容は、この環境共同利用権に含まれないものとなる。その例としてまず、日照権や通風権は人格権または所有権で保護できるとする⁽²⁵⁾。すなわち、所有権の内容をある程度拡大し、一定の良好な条件を備えた環境の享受も保護内容になるという⁽²⁶⁾。この論理からすれば、眺望権(利益)も一定の財産的価値が備わると考えられるので、所有権の中に含まれることになると思われる。

しかし、中山の見解では、環境に関する人格権は、人の生存に強く関わるものをその内容とするとしている。そうだとすれば、景観やレクリエーションは人格権の保護範囲に含まれなくなり⁽²⁷⁾、宙に浮いてしまうことになる。

中山は、人の生存のために絶対的な利益以外の環境利益について、環境の共同利用権を提唱している。ただし「利用」には、積極的にその対象の環境を利用するだけでなく、「利用しない」で現状のまま維持することも含まれる⁽²⁸⁾、つまり消極的な利用も含まれるものとするのであろう。その共同利用権には、次のような三つの類型があるという。

まず一つめは、生活環境利用権であり、文字通りある地域に住む住民である人が生活のための周辺環境を利用できるというものである⁽²⁹⁾。この生活環境利用権は、土地所有権に優位する⁽³⁰⁾。つまり私的所有権の対象

となっている土地・エリアも含まれる。

二つめは、自然公物利用権であり、海浜・自然の河川などの自然公物の利用権である。自然公物は、もともと私有地になり得ないか、なるべきではないエリアである。

三つめは、特定自然環境利用権といい、自然公物ではない自然環境をカバーする。自然公園や天然記念物になっているものも含まれるが、私有地であっても対象となるとする。そのため特定自然環境利用権も、共同利用の範囲で私有地の土地所有権に優位し、所有権の排他性を制限する働きをする。ただし、私有地に対して多数の人々が共同利用する場合は、日常生活に特に密着した性質の行為や景観鑑賞やレクリエーションなどを行う面とくに優れた性質を持つ特定の土地にだけ認められる。以上いずれの利用権も、多数の人々による同様の利用と共存できるものであるという⁽³¹⁾。

権利主体は、原則として自然人であるが、環境の管理または保護を目的とする団体に、目的の範囲内においてのみ、主体として認めることができるとする⁽³²⁾。それ以外の事業者や企業は権利主体となれない。

将来世代の利益（時間軸的な側面）も環境評価に繰り入れなければならないし、広く他国ないし世界の人々も環境評価に繰り入れる必要があるとされる⁽³³⁾。また、生態系の維持・生物種の保護についての環境価値もこのような人格的利益から生まれる⁽³⁴⁾。

環境共同利用権の特徴は、当該環境共同利用権の内容の決定や変更の決定ができるという点である。その方法は、行政手続による。その手続に関係者が参加し、その大多数の賛同によって決定できる。その決定に参加できる権利者の範囲は、上記の三つの類型によって異なってくる。生活環境利用権では、一定範囲の生活環境を日常に利用している、つまり居住者や勤務者が対象となる。自然公物利用権と特定自然環境利用権の場合は、「客体たる環境の価値、実際の利用状況、地理的な関係などの要素の組み合わせによって、その環境を中心にした一定範囲の地域が定まり、その地

域内に居住するものが決定に参加できる⁽³⁵⁾。対象となる自然環境の価値が高い場合には、利用者および決定に参加できる者の範囲はきわめて広範になる⁽³⁶⁾。そのような行政手続を根拠づける立法措置も必要となる⁽³⁷⁾。しかし、内容の決定・変更の決定は裁判で行われることはない⁽³⁸⁾。つまり裁判以前に環境共同利用権の内容は定まっている、ということであろう。

これは、裁判において、環境共同利用権が差止請求権として作用するために必然であると中山が考えているからであると思われる。環境侵害に関して裁判において差止請求をする際には、その被害の範囲や種類に応じて、これまでも裁判上用いられてきた人格権（加えて中山によれば所有権も）と、導入された環境共同利用権とで差止請求の使い分けを行うことになる。すなわち、侵害が生命・健康等の場合は人格権および所有権を差止請求の根拠とし、それに対してたとえば生活環境の悪化という侵害態様である場合には、その侵害を受けた全員による環境共同利用権に基づく差止請求が行い得る、というものである。

環境共同利用権における裁判提起には、住民運動または訴訟の団体運動が必要とされる。生活環境の侵害・悪化に対処するためその地域の住民の団結が求められるからだが、しかし、この住民運動または訴訟提起グループに属する者が環境共同利用権の内容を決めるのではない点も注意を要する。上述したように、環境共同利用権の内容を決定する機能は、あくまでも国または地方公共団体の立法および行政過程（への住民の参加）で行われるべきであるからである。

環境共同利用権に基づく損害賠償請求も行うことができる。通常損害賠償は、認められれば被害者が賠償金額を得ることができる。環境侵害が人格権や所有権を侵害していた場合には当然そうなる。しかし環境共同利用権侵害に対する損害賠償請求の場合は、人格権・所有権侵害とは異なり、賠償された金銭は、侵害された生活環境の原状回復費用として地方公共団体にゆだねられる⁽³⁹⁾、という。

環境共同利用権は、行政過程を通じてその内容を各地域ごとに人々がそれぞれ決定してゆき、それをリンクさせてゆくことによって、大きな広がりをつくることもできる。これは国境をも越えてつなげてゆくことも可能であるので、地球規模の環境問題にも寄与することができることになる⁽⁴⁰⁾、と中山は結論づけている。

第4節 環境共同利用権の評価

環境共同利用権は幾つかの魅力を持っている。つまり一つは、裁判所が「考慮しなければならない権利」、裁判所にとってすでに内容がある意味理想型として「明確になっている権利」として基礎づけられ、共同利用権が決定している地域の生活環境保全に寄与する可能性が高まることである。

また、環境権のあらたなバージョンを提示し、そのためにいかなる立法が必要であるのかを明らかにしている。ただしこの点こそ環境共同利用権の魅力であると同時に、疑問点として残る部分でもある。

第一に、上述のように、共同利用権の内容決定を初めとして、立法に委ねられるものが多い。これは環境共同利用権を提案しながら、即効性のない、ロウでできた料理見本を見せられているようなものである。もちろん、これまでとは異なる環境権の枠組みの提唱でもあるし、環境権を現行法制度（とくに民事法上の）から解釈して導きだしても実効ある権利として定着してこなかった以上、明文による根拠が必要であるという論自体は理解できる。裁判で民事法上の環境権は認められてこなかった、それをふまえ、かつ地域特性を考えると、その地域住民が環境（共同利用）権を決定すべきである、そしてそれを公平に行うには、行政手続による必要があるということも理解できる。ただし、それをいかにして立法化しようかという問題はどうしても残る。

第二に、環境共同利用権は、地域住民が行政過程をもって決定するとしているが、地域ごとの内容が相当多岐にわたることが予想される。それだけでなく、決定する地域の枠組みもしくは住民集団（自然人と一部の限定

されたNPO)の範囲の地域区分は、現状の市町村単位かもっと狭いのか、逆に広いのか。この点についての目安が必要であろう。

第三に、人が住んでいない地域、または人が立ち入ることのできない、アクセスしにくい土地にも共同利用権は成立し得るのか、それとも共同利用権は成立せず、したがってその地域における権利内容は決定され得ないのであろうか。そのような場所こそ、開発行為に対抗する必要も生じてくるのではないかと考えられるのだが、環境権はそのような場所の「不利用」を保障できない可能性を生じさせはしないのか。

第四に、生活環境の利用ないし支配に「共同性」があるから権利そのものが「公共性」を帯びる⁽⁴¹⁾、そしてこれがあるから行政上の制度と結びつきうるという論は⁽⁴²⁾、ややわかりにくい。公共性というものは共同性から直接に導き得るものであろうか。公共物の共同利用であるから、その共同性が権利の公共的性質につながる、という一種の自家撞着ないしは循環論法になっているきらいがある。

これらのことが生じるのは、中山が共同利用権のモデルとするのが、所有者でなくてもアクセスできる、または共同で利用できるという歴史的な経緯を持つ入会地や漁業権などであったからではないか。それらは後述するコモンズという概念の一部と考えられる。中山は論考中で明示していないが、この(慣習法的な)「コモンズ」という概念によって共同利用権が基礎づけられていることを示したい。

第2章 景観利益(権)

第1節 「景観」とは何か

日本では景観の大半が経済的な理由からつくりだされてい[る]⁽⁴³⁾。それでいて景観を守るといって[経済的]利益に関心を持ってはいけない、逆に[経済的]利益にばかり関心を持つと今度は景観を無視することにな

ったりで、これまでの日本の経済と景観の関係は分裂していた⁽⁴⁴⁾と松原隆一郎は指摘する。つまり開発行為と景観保全が現在に至るまで対立項としてしかとらえられていなかったのだというのであろう。そして神戸市の例を挙げ、誰が景観を決めるのか、という問題提起をした。神戸市においては公共事業の名のもと、昔ながらの景観をどんどん破壊していったことを批判し、住民の景観権を認めない神戸市のやり方は、市による開発行為に関する条例・議会での承認・専門家の見地による後押し、裁判になっても裁判所が市の開発行為を支持してくれれば、市が好き勝手に景観をつくりだせる⁽⁴⁵⁾。[神戸市は]「『良い』景観については判断が分かると相対主義をとりながら、他方では自分には景観をつくりだす主権があるとして、絶対主義を導入する。合法でありさえすればどんな景観も自由につくりだせる。」「しかし自治体といえども景観を勝手につくりだす権限はないのではないか。自治体こそマンション業者などの民間部門で景観が無秩序に荒らされるのを抑止すべきではないか⁽⁴⁶⁾。」と神戸市が開発中心の発想をしていることについて強く批判している。松原も景観を国民 [住民] が自分たちで育ててゆかなければならないもの⁽⁴⁷⁾、というが、景観は過去から現在へと連続したつながりがあり、歴史的な部分もある、それを踏まえた上で住民が想起した景観を、神戸市とは逆に下から上に取り込んでゆくものであるべきだという。また、景観に対する人 (住民) の立ち位置として、「[高層マンションに住む人が見る] 景観というのは、たんに自分が見るだけのもの、いわば『消費するための景観』である。景観というのはそのような経済交換にはなじまない面をもつ。景観を眺めて消費する自分もまた他人から見られていて、そんな自分も含めて景観が構成されている。景観に関しては消費者が他人から見られるという側面もある⁽⁴⁸⁾。」として、景観の外に人がいるのではなく、景観の「中」にいるのだ、と主張する。松原の考え方は、景観というものの歴史性を重視し、景観は過去から (多少は変えられつつも) 断絶されずに引き継がれ、景観の「中に居る」人々によって景観が形成されてゆく、というものであろう。景観形成や保

全の「当事者性」を示していると思われる。

さらに、景観にはこのような働きもある、と松原は言う。「景観というものをある種のメディア・媒体として考えることもおそらく可能。それによって人びとをある社会的な関係の場につなぎとめる媒体やよりどころとして景観が機能している⁽⁴⁹⁾。」

このように景観が地域の人々をつなぐよすがとなり得るならば、それはまた、改めてつなぎあわされた人々がその地域の景観を維持・形成してゆく契機ともなろう。

第2節 景観利益（権）議論の概要

景観利益の根拠として二通りの考えがある。以下に挙げる二人の論者は、上述の松原が指摘した「景観の内部に人（住民）がいる」というイメージにはほぼ従っているようである。

中島晃は 従来から考えられてきた「人格権説」をとる論者である。彼は、景観保全のためにその地域の人々には、平成14年（2002年）の国立環境訴訟判決で東京高等裁判所が認めたとされる「互譲的な利害関係（互譲・共生のルールあるいは生活利益秩序のルール）」が働き、「これは財産権行使の範囲、いいかえればその財産の使用が「合理的」か否かを互換的利害関係という判断の枠組みによって限定しようというもの⁽⁵⁰⁾」と認め、として財産の一方的な使用よりも景観利益の方が優先されるという。そして、美しい景観を確保することは、しばしば環境問題の最終解であるといわれること、景観保全はその地域の環境政策のバロメーターであるといっても過言ではないとしつつも⁽⁵¹⁾、「景観・アメニティを含む快適な生活環境を享受するという住民の環境に関する生活利益 [は]、人格的利益として法的保護に値するものと認められてきている⁽⁵²⁾」として、環境権の一部であるという考えは採用していない。しかし、「現行の景観法が良好な景観の保全、形成をはかるうえで、必ずしも充分な法的規制に関する規定を備えているとはいえない。景観法に定める行政施策だけでは不十分であ

り、住民のイニシアティブによる景観保全の取り組みが必要不可欠⁽⁵³⁾として景観の保全や形成には住民の参画が必要なことを認めている。中島の見解では「良好な景観を享受するという住民の人格的利益（＝景観利益）に対する私法上（民事上）の法的保護の範囲を拡大することが重要⁽⁵⁴⁾」であるとして、景観利益は人格権に内包されるとする。

これに対して、富井利安は「環境権説」をとり、良好な景観を享受する権利・景観権は、環境権の一類型とする。景観権は、憲法規定に根ざすものであるにとどまらず、公法上は環境基本法第3条および景観法第2条1項などの理念規定からその趣旨を読み取ることができる。良好な景観は社会共通の財産であり、公共財でもある。まちづくりの主体でもある市民に景観利益の権利性を認める余地がある、という⁽⁵⁵⁾。従来裁判所は広がりをもつながら持っている環境あるいは景観などに関しては、法的主体、対象・内容が不明確で、実定法の根拠も不明として救済を拒んできた。しかし富井は、環境・景観は公共財でもあるから、それ自体は何人にも帰属するわけではなく、土地所有者に専属するだけのものでもない、と述べ、環境、ことに景観については、主体と対象・範囲・内容等が明確にとらえられる場合があり得るのであって、そのような場合にはその景観は法的保護に値する、という⁽⁵⁶⁾。

公共財たる景観それ自体を対象に排他的な支配権を観念することはできないとしても、地域的な景観にあずかり、地域住民総体はその景観から生活上の福利（集合的利益）を得ているという事実までが否定されるわけではない。ここでより視覚的側面に依拠する「景観」に対し、富井は「景域」という概念を前面に出す。富井によれば景域とは、郷土固有の文化創造の基盤であると同時に、そこに住む人々にとって共属感情を生起させる歴史的・生息的な地域であり、景域保全は現実の人間活動が行われている地域で自然と人間の共存を図ることであるというように定義する。その上で、景観利益は集合的利益であるが、それは景域で画される一定範囲の地域住民・市民総体に共属するものであり、その共同利益は抽象的な意味での公

益に吸収解消されない。そのような公益とも区別されるべき「地域益」であると位置づけ、将来世代の人々の持続可能な使用に資するためにも保全されるべき貴重な環境素材であるともいう⁽⁵⁷⁾。

そして富井は中山の環境共同利用権を参照し、「他の多数の人々による同一の利用と共存できる内容をもって、かつ共存できる方法で、各個人が特定の環境を利用することができる権利⁽⁵⁸⁾」を景観権—景観の共同利用権と読み替えることができるとする⁽⁵⁹⁾。

景観利益は地域住民総体に共属するとしながら、地域住民個々人が景観の法的主体となると富井はいう。地域的福利としての景観利益は究極的にはそれを享受する住民個々人に有形無形の生活利益として帰属するととらえることができるからであると。また、景域によって一定範囲に画される景観に濃密に関わって、日常生活においてこれを共同で利用し享受している住民相互の間では、参加と共同のもとで互いにその景観を形成し維持する義務を負うとともに、他の多数の個人が適正に利用し享受している景観権を侵害しないように努める義務があるといった「互換的利害関係(互譲・共生のルールあるいは生活利益秩序のルール)」にあり、このルール違反は不合理な財産使用として違法性を帯びる⁽⁶⁰⁾。そしてこれは環境法の規定にある普遍的な権利義務関係でもあるとする⁽⁶¹⁾。

このように、景観権—景観の共同利用権は、環境共同利用権が暗黙のうちに前提にしたように、まず慣習(法)に根拠を有するが、民法の規定にも根拠を求めることができると富井はいう。なぜなら景観侵害は「平穏な日常生活の妨害」および「精神的・情緒的被害」が生じうるものであり、こうした被害は民法第710条の「自己の自由活動に関し不法に他人から干渉せられざる権利」の侵害にあたる。そして著しい景観侵害は、精神の自由(あるいは身体の自由)の侵害と意識され、騒音被害などとほぼ同様に平穏な日常生活の妨害および精神的・情緒的被害を生じせしめる。景観利益は民法第709条の「権利または法律上保護される利益」に含まれるから、その著しい侵害は不法行為となり、損害賠償請求ないし差止請求の対象と

なる⁽⁶²⁾。そして、良好な景観は本来公共財であるから、私法的救済の第一義的な救済は差止請求であるべきであるとする。ただし、事前の予防的差止めが最も効果的であるけれども、毀損されてしまった景観を修復するための事後の妨害排除・原状回復請求をも認めている。裁判において差止請求が行われた場合、違法性に関しては加害行為の態様と、被侵害利益の種類・程度との比較考量で決せられるが、景観侵害の重大性（景観の共同利用権や人格権の侵害）にこそ重みを与え、景観を侵害する事業者側に厳しい考量を行うのが公平であるともいう⁽⁶³⁾。

景観をめぐる争いで最もよく知られる、国立市の高層マンション建設が景観を損ねた事件（国立景観事件）に対する最高裁判所の判決においても、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、（中略）良好な景観の恵沢を享受する利益は、法的保護に値するものと解するのが相当である⁽⁶⁴⁾」として、景観利益を初めて認めている。

そうすると、良好な景観とは何か、その良好な景観の著しい毀損とは何か、景観被害の重大性とその被害の性質・程度をいかに把握すべきかといった基準を明確にする課題が違法性を図る尺度としても提起されているのだという⁽⁶⁵⁾。もちろん景観評価の客観性・普遍妥当性が認められることは疑いようがない。景観は景域に広がる公共空間利益であり、それは私人、個人のための眺望利益などと比べて遥かに豊潤で深遠な価値を有する指標としてこそ用いられるべきものであるとする⁽⁶⁶⁾。

したがって、富井は景観も共同性があり、公共空間利益でもあるので、環境共同利用権の一バージョンとして考えられるとしている。

第3節 景観利益（権）の根拠

人格権説をとる中島も、「住民のイニシアティブによる景観保全の取り組みが必要不可欠」といっているのであるから、その住民の参画の程度次

第では、富井のいう景観権—景観の共同利用権に近づくのではないかと思われる。とはいえ、(いわば伝統的な)人格権をとった場合、人格権は各個人が各々持つものであるから、地域住民の景観に対する「共同性」イメージが低くなると同時に、景観の「公共性」すなわち富井のいう「公共空間利益」までカバーできるかどうか、いささか心もとなく思われる。もちろん中島も上述のように、景観利益まで含められるよう人格権を拡張すべきであると主張しているのだが、「景観」は住民間で形成すべきもの、という視点が失われてしまわないかと懸念される。またすでに見たように、環境共同利用権を提案している中山も、「景観やレクリエーションは人が生きるために絶対で不可欠ではない [から] 人格権の保護範囲に含まれない⁽⁶⁷⁾。」ことを強調している。

したがって、人格権よりも景観利益(権)を環境共同利用権を援用した景観権—景観共同利用権として構成する方が、より景観の適切な形成や保全に寄与するものではないかと考えられる。そして、共同利用権の導入により、景観の維持・保全・形成の目的の範囲内で、財産権・所有権が制限されることになる。

環境共同利用権について中山の議論が前提としているものは、コモンズ研究という形で別のアプローチがされている。コモンズ研究から環境共同利用権を補強する視点や、拡張する視点が導き出し得るものとして、次章ではコモンズ(の概念)研究について触れたい。

第3章 コモンズ論の視点から

第1節 コモンズ論とは何か

コモンズ論の元になったコモンの権利は、荘園領主や王室の土地に居住する農民などが、その土地の一部の産物を利用したり採取したりする権利であり、イングランドやウェールズにおいて広範に認められていたもの

で、今日にいたるまで生き続けているものである⁽⁶⁸⁾。

「コモンズ」という概念が広まるきっかけは、1968年に「コモンズの悲劇」を生物学者であるギャレット・ハーディン (Garrett Hardin) が提示したことにある。これは、資源が共的システムまたは管理下にある場合、各個人がそれを無制限に利用できる結果、利用者に抑制が利かず資源が枯渇することになる。そのため共的管理 (コモンズ) は国家等による完全な公的管理にも、逆にまったくの私的管理にも劣る、という説である⁽⁶⁹⁾。

このハーディンの議論は現在おおかた否定されているが、これを契機に「コモンズ」が注目されるようになった。人類学の分野に始まって、さらに経済学・環境社会学・環境倫理学・法社会学・林政学・資源管理論など多様な分野にわたって研究・議論が重ねられてきている。だが、「コモンズ」の定義も論者によっていささか拡散する傾向にある。

ここでは、ここ数年精力的にコモンズ論を論じている井上真の議論に従う。彼の定義によれば、コモンズとは①「みんなの」共有資源 (土地を含む) そのもの (資源を共有する人々の規模は村から地球全体に至るまでさまざまなレベルが含まれる)⁽⁷⁰⁾、②共有資源をめぐる人と人との関係を規定する所有制度 (共有権、入会権、共同利用権)⁽⁷¹⁾ という二つに分かれる。井上は、上記の「所有」を一応法律用語の意味に限定したうえで、「管理」に着目した議論構成をしている⁽⁷²⁾。「管理」は、「所有」のあり方から独立していると同時に利用を包含し、「利用+ α 」(「利用=0」もありうる) である⁽⁷³⁾。そして [コモンズにおいては] 所有と利用・管理が [必ずしも] 一致してはいない、という⁽⁷⁴⁾。たとえば、同じ集落に属するなら、所有者のいる山林においてその経営に抵触しない限りで、薪や山菜の採取等の利用が慣習的権利として認められている場合である⁽⁷⁵⁾。対して、非メンバーには「排除の論理」が存在することも指摘されている⁽⁷⁶⁾。

その上で所有者が特定されない非所有・非限定的な制度あるいは資源を「グローバル・コモンズ」、「自然資源を利用しアクセスする権利が一定の集団・メンバーに限定される管理の制度あるいは資源⁽⁷⁷⁾」である共的所

有制度を「ローカル・コモンズ」と呼ぶ⁽⁷⁸⁾。

そして現存するローカル・コモンズは利用に関する規制の有無を基準として分類される⁽⁷⁹⁾。すなわち、①利用について集団内で、ある規律が定められ、利用にあたって種々の明示的なあるいは暗黙の権利・義務関係が伴っているタイトな「ローカル・コモンズ」制度、②利用規制が存在せず集団のメンバーならば比較的自由に利用できる「ルースなローカル・コモンズ制度（この場合利用規制等は慣習法に組み込まれておらず、十全な共同管理がなされているとは言いがたい）の二つである。上記の「コモンズの悲劇」が生じるのは、「グローバル・コモンズ（制度）」および「ルースなローカル・コモンズ（制度）」において発生するものであって、「タイトなローカル・コモンズ」の元では起こりにくい、という⁽⁸⁰⁾。

そして井上は、コモンズの機能の基準として、①共同管理資源の持続的利用の達成：コモンズの有する生態学的機能の評価基準と②資源管理制度による民主的社会秩序の維持：コモンズの有する社会文化的機能の評価基準を提案し、タイトなローカル・コモンズは、曖昧さを残しながらも生態学的機能と社会文化的機能の両方を充分意備えているコモンズである、としている⁽⁸¹⁾。

このローカル・コモンズの一つの源が入会地であった。かつての入会地は、むら全体での利用を確保するために個人に分割できないようなかたちを保ってきた。むらでは、法的には私有地になっているところにさえ、個人がまったく自由に処分することはできない意味で、規制が及んでいる⁽⁸²⁾。入会地では個人の一存で処分できないことによって、大規模な開発や自然の改変が防がれてきたといえる、という指摘もある⁽⁸³⁾。つまり、ローカル・コモンズは所有形態に関わらず、地域住民による資源の利用管理制度があり、その利用管理が持続的かつ民主的な決定を経ているものをさすというのである。上述の中山の議論は、このようなあり方を前提としている。

このように、ローカル・コモンズを基盤とする資源政策は、必然的に参

加型アプローチをとることになる。ことにその地域住民がまず資源管理に携わることになる。というのも、ローカル・コモンズを(再)構築するためには、管理の主体としての集団が存在しなければならない。管理の主体が存在しなければ、自然資源を共同管理することは不可能だからである⁽⁸⁴⁾。

しかし、自然は資源を供給する経済的機能だけでなく、環境の保全やレクリエーションの場を提供する公益的機能とを合わせもつ。直接的利害当事者である地域住民による、主に経済的機能に関する関与は「住民参加」ではあるが、遠隔の都市住民を含めた公衆による主に公益的機能に関わる関与が「市民参加」であり、後者も忘れてはならないだろう。

それに対する示唆を与えてくれるのが、コモンズに隣接する概念である北欧諸国の「万人権」であり、またイギリスにおけるコモンズの展開である。

第2節 万人権

第1項 北欧諸国の万人権

万人権とは、自然を破壊せず、他人にも迷惑をかけないという原則のもと、誰もが他人の土地に立ち入って自然環境を享受する権利である⁽⁸⁵⁾。北欧諸国では、古くから、他人の土地に立ち入り自然環境と野外生活を楽しむ権利が慣習法として生成されてきた。それらは20世紀に改めて成文法の枠組みに結合されるにおよび、国や地域の諸条件によって内容に若干の相違があるとはいえ、一般的に万人権が認められている⁽⁸⁶⁾。

ノルウェーの万人権は、最も早く、1957年から野外生活法によって位置づけられている⁽⁸⁷⁾。

スウェーデンでは、1964年の自然保全法に万人権が明記された。刑法では他人の宅地、農園、その他の所有地に立ち入り、損害を与えることは禁止されている。しかし通行は、徒歩、自転車、あるいはスキーの利用であるならば許され、歩行のできるところであれば、休息、水浴のための短期

の滞在も許されるし、48時間以内のテント設営による宿泊もできる。万人権の対象となる土地では、ベリー、キノコ、花について、土地所有者の権利を侵害しない範囲の商業目的での採取までも認められている⁽⁸⁸⁾。

アイスランドでは、1971年の自然保護法が万人権を規定している。土地に作物が植えられていない、あるいは土地が囲われていない場合には、土地の所有者の居住を妨げないことを前提に万人権が認められる。万人権が認められている土地では、その場での食用を原則に、ベリー、キノコ、海藻などの採取が認められている⁽⁸⁹⁾。

しかし北欧諸国中で人口密度の高いデンマークにおいては、所有者の拒否権が強いようである。1969年の自然保護法は、万人権に対する制限を多く規定している。国家や地方自治体などが所有する公有林には立ち入り自由であるが、私有林は立ち入りに広さ（5 ha 以上）や時間制限（日の出から日没まで）に制限されている。水辺の地域の立ち入りも、住居から50m以上離れていることが求められる⁽⁹⁰⁾。

フィンランドにおいては、人口に比して広大な自然に恵まれているため、権利の限界は1889年刑法に規定されているが、他人の土地において万人権を行使する際の規則に関しては、特に固有の法律はなく、慣習法やその他のさまざまな法律の規定にゆだねられている。それらに共通する万人権の伝統的な考え方は、土地の所有にかかわらず、自由に立ち入り、自然資源を採取できるとするものである。この権利は外国人も行使できる。その一方で、万人権が他人に行使されるのを拒むために、土地所有者が住居近くに立ち入り禁止の標識を出したり、柵を設けたりすることは、特に禁止されていない⁽⁹¹⁾。

第2項 イギリスのコモンズ

イギリス（イングランド及びウェールズ）におけるコモンズは、現在、入会地登記法によって五つのカテゴリーに分けられている。しかしそういう分類以外に、代表的なものとして、山岳地帯に広がる高地コモンズと、平

地部の都市近郊のコモンズに二分することができる⁽⁹²⁾。これは、地理的なもの以上に、それが外に対して閉ざされているか開かれているかという分類である。

高地コモンズは環境保全や放牧制限の圧力により存続の危機にさらされた高地農業を守るため、土地所有者や入会権者の組合が連合を形成したものであり、その成立の経緯からすると、連合のメンバーに政府や環境保全団体が参画しているとはいえ⁽⁹³⁾、「閉じたコモンズ」であるといえる。

これに対し都市コモンズは、公衆のアクセス権（散策したりレクリエーションをする権利）が認められており、オープンスペースであって、「開いたコモンズ」であるといえる。その例としてウィンブルドン・プトニィ・コモンを見れば、入会権者（放牧者）や周辺地域住民は、管理・運営にあたる保全委員会に強く関与するだけでなく、管理費用のための特別税を払い、域外者を含めた大勢の人が無料でその空間を享受できるようにしている⁽⁹⁴⁾。このようなコモンズには、土地所有者の「地盤所有権」、地域住民の入会権、公衆の「入会地アクセス権」の三つが重なっていることになる⁽⁹⁵⁾。

さらにこのような都市コモンズは、地域固有の生態系を維持するほか、排気ガスに汚れた都市の空気の清浄化やヒートアイランド効果の抑制の役割を担っている⁽⁹⁶⁾。

第3節 コモンズの困難と開放

すでに見たように、コモンズ的な自然資源の管理集団としてまず第一に位置づけられるのは、その場で生活している地域住民である。これが正当化されるのは、コモンズが地域住民の参加によってつちかわれたある種の「民主的」な合意形成の上に成り立っていることによる。しかし、森・川・海のような公共性の高いローカル・コモンズ（資源）の場合、地域社会だけのメンバーにだけ、その管理権が独占されるのは必ずしも好ましいこととはいえ⁽⁹⁷⁾。その自然資源の価値は、必ずしも経済的価値だけ

というわけではないからである。

この場合、本章第2節で見た北欧の万人権やイングランドの都市コモンズに見られるような、住民以外の域外市民のアクセス権を考慮することが必要になってくるだろう。

しかし、地域住民の利用権と非居住者のアクセス権とを、背反的・対抗的なものにしないように関係をデザインしなければならない⁽⁹⁸⁾。

地域住民が中心になりつつ、外部の人々の参加を求めて、その合意のもとに資源資源の利用・管理を行う「開かれた地元主義」や、なるべく多様で多くの関係者（遠隔地居住者を含む）が関わることを前提とした上で、その関わりの「深さ」に応じた発言権や決定権を認める「かかわり主義」などが提唱されている⁽⁹⁹⁾。その際、コモンズ論研究者の中には、そのような結びつきを形成するために、(フィールドワークを行う)研究者自身が積極的役割を果たすべきだとする論者もある⁽¹⁰⁰⁾。

法学的にみた場合、地域的慣習(法的なもの)を普遍的なものとしつつ、成文法の中にどう取り込むか、あるいは法運用の中にどう具体化するかということに注目することになろう。

おわりに

環境共同利用権もコモンズ論もその考えの基礎には、入会地や入浜権などの慣習法上の権利と地域住民による共同管理や共同利用がある。環境共同利用権にコモンズ概念を一部取り入れる場合、二つのメリットがあるのではないかと考えられる。一つは、利用権を上積みしている地盤の所有権を(環境共同利用権でもすでに指摘されてはいたが)、管理・利用権を切り離し、土地所有権を持たない人々の環境や景観保全により利するのではないかということである。もう一つは、それと関連して、環境、とくに景観の保全・維持・形成への参画できる者の範囲や地域を拡張することができるのではないかと思われる。

コモンズは、必ずしも成文法の根拠なしに、慣習法上の権利として歴史的な正統性を獲得してきた。コモンズ概念を導入するならば、それが過去からの時間的なつながりを現在まで持ち続けてきたのと同じく、現在から将来に向かう「持続的な」維持・管理への参加あるいは参画を通じて正統性を獲得する可能性を開くことになろう。これはナショナル・トラストなどの例がある。また日本でも「トトロの森」の維持のような運動が同様な地位を獲得することにつながるだろう。

なお、環境基本法ならびに近年立法された環境に関する諸法律において、環境権を明示した法律は未だ存在しない。しかしながら、それらの法の多くは、目的または理念を述べた条文に、「将来世代のため」という語句を掲げている。それは、将来世代の「代理人」たる現世代が、「公共性」をもつ環境を良好なままに将来世代へ引き渡す責任を追うことの自覚の表明ともいえるだろう。

環境に関する権利および利益についての認識や社会的な承認をさらに高めて将来世代に引き継ぐため、環境権および利益の辺縁を少しでも拡張できればと筆者は思う。このような権利の拡大は将来世代のためにも望ましいものだと考えるからである。

注

- (1) 環境権を認めたと評価されている判例の例として、伊方原発訴訟第一審判決（松山地判昭和53・4・25、判例時報891号、38頁）などがあるが、大多数は人格権として環境利益を認めても、環境権自体は認めていない。
- (2) これは単に間主観的にイメージがバラバラになるだけではなく、日本の国土が比較的狭い中でも特に南北に長く、地形も山あり平野ありなど地域差がかなりあることもあざかっているのではないかと考える。
- (3) 大阪弁護士会環境研究会『環境権』、日本評論社、1970年、61頁。
- (4) これまでの環境権の議論の紹介および批判的検討は、中山充『環境共同利用権』成文堂、2006年、が憲法上・民事法上・行政法上の三分野に分けて詳細に行っている。
- (5) 憲法第25条だけで自由権的側面も社会的側面も両方根拠づけられるという説もある。詳しくは大須賀明『生存権論』、日本評論社、1984年、192～194

頁を参照されたい。

- (6) 名古屋新幹線訴訟第一審判決（名古屋地判昭和54・6・28、判例時報976号、61頁）ほか枚挙にいとまがない。
- (7) 例えば、大阪空港控訴審判決（大阪高判昭和50・11・27、判例時報797号、37頁）などがある。
- (8) 淡路剛久『環境権の法理と裁判』、有斐閣、1980年、58頁。
- (9) 松本昌悦『新しい人権と憲法問題』学陽書房、1984年、167頁。なお、中山も社会的環境を対象とすることに賛同している。（前掲書、113頁。）
- (10) 山村恒年『自然保護の法と戦略（第2版）』有斐閣1994年、388頁。
- (11) 山村恒年・関根孝道編『自然の権利』信山社、1996年。
- (12) 中山充・前掲書、30頁。
- (13) 同書、32頁。
- (14) 同書、34頁。
- (15) 同書、48頁。
- (16) 中山は住民がアセスメント手続や何らかの形で手続的参加を行うことで、「環境権」の内容が「変更」されるとしているが（同書、49頁）、「変更」とはどういうことなのかが不明である。住民参加によって、その地域の住民の享有する「環境権」が「（明確に）形成」されると表現した方が適切ではないかと思われる。
- (17) 同書、37～40頁。
- (18) 同書、50頁。
- (19) 同書、31頁。
- (20) 同書、12～13頁。
- (21) 同書、14～15頁。
- (22) 同書、17頁。
- (23) 同書、46～48頁。
- (24) 同書、110頁。
- (25) 同書、116頁。
- (26) 同書、116頁。
- (27) 同書、117頁。
- (28) 同書、110～111頁。
- (29) 同書、116頁。
- (30) 同書、117、119頁。
- (31) 同書、118～119頁。
- (32) 同書、121頁。

- (33) 同書、118頁。
- (34) 同書、118頁。
- (35) 同書、125頁。
- (36) 同書、289頁。
- (37) 同書、128頁。
- (38) 同書、132頁。
- (39) 同書、139頁。
- (40) 同書、301頁。
- (41) 同書、47～48頁、および105頁。
- (42) 同書、52頁。
- (43) 松原隆一郎「経済発展と荒廃する景観」 松原隆一郎／荒山正彦／佐藤健二／若林幹夫／安彦一恵『〈景観〉を再考する』青弓社、2004年、19頁。
- (44) 同書、22頁。
- (45) 同書、39頁。
- (46) 同書、41頁。
- (47) 同書、68頁。
- (48) 同書、65頁
- (49) 若林幹夫「都市の景観／郊外の景観」同書、170頁。
- (50) 中島晃『景観保護の法的戦略 景観・アメニティに関する裁判と環境政策の形成』かもがわ出版、2007年、28頁。
- (51) 同書、96頁。
- (52) 同書、52頁。
- (53) 同書、106頁。
- (54) 同書、106～107頁。
- (55) 富井利安「まちづくりと景観権」環境法政策学会編『まちづくりの課題 その評価と展望』商事法務、2007年、17頁。
- (56) 同書、18頁。
- (57) 同書、18頁。
- (58) 中山充・前掲書、111頁。
- (59) 富井利安・前掲論文、19頁。
- (60) 富井利安「意見書：景観の法的保護について」広島法学（広島大学）27巻1号、149頁。
- (61) 富井利安・前掲（注55）論文、19頁。
- (62) 富井利安・同論文、20頁。
- (63) 富井利安・同論文、21頁。

- (64) 国立景観事件最高裁判決（最判平18・3・30、判例時報1931号、3頁）
- (65) 富井利安・前掲（注55）論文、22頁。
- (66) 富井利安・同論文、22～23頁。
- (67) 中山充・前掲書、117頁。
- (68) 三俣学・森本早苗・室田武・田村典江・嶋田大作「広がる共的世界—その歴史と現在」三俣学・森本早苗・室田武編『コモンズ研究のフロンティア』東京大学出版会、2008年、14～15頁。なお、日本の入会地とは類似性もあるが大きな違いもあるという。
- (69) 詳しくは、三俣学「コモンズ論再訪—コモンズの源流とその流域への旅」井上真編『コモンズの挑戦』、新曜社、2008年、45頁を参照されたい。
- (70) 井上真「自然資源の共同管理制度としてのコモンズ」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学——森・川・海の資源共同管理を考える——』新曜社、2003年、9頁。
- (71) 同書、10頁。
- (72) 同書、11頁。
- (73) 井上真「コモンズ論の遺産と展開」井上真編『コモンズ論の挑戦——新たな資源管理を求めて——』新曜社、2008年、198頁。
- (74) 井上真・前掲（注70）論文、14頁。
- (75) 藤村美穂「「みんなのもの」とは何か」井上真・宮内泰介編、前掲書、48頁。
- (76) 井上真・前掲（注73）論文、204頁。
- (77) 同論文、202頁。
- (78) 井上真・前掲（注70）論文、10頁。
- (79) 同論文、13頁。
- (80) 同論文、13頁。
- (81) 同論文、18～19頁。
- (82) 藤村美穂・前掲論文、40頁。
- (83) 同論文、38頁。
- (84) 井上真「地域住民・市民を主体とする自然資源の管理」井上真・宮内泰介編前掲書、214頁。
- (85) 三俣学・森本早苗・室田武・田村典恵・嶋田大作・前掲論文、73頁。なお、自然環境享受権、万民自然享受権という訳語もある（中山充・前掲書、295頁）。
- (86) 三俣学・森本早苗・室田武・田村典恵・嶋田大作・前掲論文、74～75頁。
- (87) 同論文、73～75頁。

- (88) 同論文、74～75頁。
- (89) 同論文、76頁。
- (90) 同論文、76頁。なお、デンマークでは、他の北欧諸国で見られるような
万人権は存在しない。これに近い概念は政府の環境政策にも位置づけられ
ており、対象となる土地の面積も近年広がりつつあるという。
- (91) 同論文、75～76頁。
- (92) 同論文、65～67頁。
- (93) 同論文、70頁。
- (94) 同論文、68頁。
- (95) 井上真・前掲（注84）論文、226頁。
- (96) 三俣学・森本早苗・室田武・田村典恵・鳴田大作・前掲論文、69頁。
- (97) 井上真・前掲（注84）論文、214～215頁。
- (98) 同論文、228頁。
- (99) 井上真・前掲（注73）論文、204頁。
- (100) 井上真・前掲（注70）論文、15頁。